## ◆揚水規制に係る法律

(表2)

法令	対象施設	対象地域	規制内容	設置前に行う 手続き
工業用水法	「製造業」「電気供給業」「ガス供給業」及び「熱供給業」に用いる、 揚水機の吐出口断面積が6平方センチメートルを超える井戸	墨田区、江東区、 北区、荒川区 板橋区、足立区 葛飾区、江戸川区	①揚水機の吐出口 断面積 ②ストレーナー位 置	許可申請
ビル用水法(※)	「冷暖房用設備」「水洗便所」 「洗車設備」及び「公衆浴場 (浴室床面積150平方メートル を超えるもの)」に用いる揚水機の 吐出口断面積が6平方センチメー トルを超える揚水設備(井戸)	23⊠	①揚水機の吐出口 断面積 ②ストレーナー位 置	許可申請
温泉法	温泉を湧出する目的で設置する 施設(井戸)	墨田区、江東区 北区、荒川区 板橋区、足立区 葛飾区、江戸川区	①動力装置の吐出 口断面積:6平方 センチメートル 以下 ②揚湯量:50立方 メートル/日以下	「土地の掘削」及 び「増堀・動力装 置」の許可申請
		上記の地域、山間 部、山間部周辺地 域及び島しょ部を 除く	①動力装置の吐出 口断面積:21平 方センチメート ル以下 ②揚湯量:150立方 メートル/日以下	

※ビル用水法:建築物用地下水の採取の規制に関する法律

## ◆法律に基づく許可申請及び問合せ先。

東京都環境局自然環境部水環境課地下水管理担当 都庁第二本庁舎9階南側 電話03-5321-1111 内線42-623